

年金受給者の皆様へ

所得税の確定申告が不要になる場合があります!!

次の①の方で②に該当する方は、所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

ただし、所得税の還付を受けられる方や、確定申告書を提出することが要件とされている特例（株式等の損失の翌年以降への繰越しなど）を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

※ 所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市町村におたずねください。

公的年金等を受給されている方の 確定申告に関するフローチャート

公的年金等の収入金額の合計額が**400万円以下**である

はい ↓

いいえ ↓

公的年金等以外の所得金額（給与や個人年金など）が**20万円以下**である

はい ↓

いいえ ↓

源泉徴収税額がある

いいえ ↓

はい ↓

納める税金
がある

還付される税金
がある

はい ↓

はい ↓

税務署への
確定申告は**不要**です。

ただし…

住民税の申告が必要になる場合があります（詳しくは、お住まいの市町村におたずねください）

税務署への
確定申告が**必要**です。

申告書等の作成は、国税庁ホームページの「**確定申告作成コーナー**」をご利用ください!!

詳しくは、裏面をご覧ください。

※ 予定納税のある方は上記にかかわらず税務署へ申告してください。

税務署